

答申第24号
(諮問第29号)

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県警察本部長(以下「実施機関」という。)は、本件審査請求の対象となった公文書につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とした部分のうち、別表に掲げる各部分について、公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の公開の請求

平成16年3月12日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「平成14年度今津署の捜査費(国費および県費)の総交付額および総支出額が分かる会計文書」の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

(1) 実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、今津警察署の捜査費に係る次の文書(以下「本件対象公文書」という。)を特定した。

「平成14年度金銭出納帳(国費)の表紙および総収入金額、総支払金額が記載されているページ」

「平成14年度金銭出納帳(県費)の表紙および総収入金額、総支払金額が記載されているページ」

(2) 同年3月29日、実施機関は、本件対象公文書に条例第6条第1号(個人に関する情報)および同条第3号(公共安全と秩序の維持に支障が生ずる情報)に該当する情報が含まれていることを理由として、一部公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

(3) 本件対象公文書に係る実施機関の一部公開決定の内容は、次のとおりである。

金銭出納帳(県費)に記載された摘要欄中、警部補または同相当職以下の職員の氏名について、条例第6条第1号に該当するとして、非公開

金銭出納帳(国費)に記載された「年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄、差引残高欄」のうち、摘要欄行頭の繰越表示、取扱最終時の差引残高、平成15年4月3日取扱責任者への返納金額、返納時の差引残高、4月分計の収入金額、累計の収入金額、支払金額、差引残高、取扱者・取扱補助者の印影を除いた部分について、条例第6条第3号に該当するとして、非公開
金銭出納帳(県費)に記載された「年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払

金額欄、差引残高欄」のうち、摘要欄行頭・行末の繰越表示、取扱最終時の差引残高、平成15年4月3日取扱責任者への返納金額、返納時の差引残高、繰越時の収入金額、支払金額、差引残高、4月分計の収入金額、累計の収入金額、支払金額、差引残高、4月分計・累計に係る取扱者・取扱補助者の印影を除いた部分について、条例第6条第3号に該当するとして、非公開（本件に係る金銭出納帳については、以下、「捜査費出納簿」ともいう。）

3 審査請求

同年4月20日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として、滋賀県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分は誤っており、取り消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、諮問実施機関の理由説明書に対する意見書および意見陳述において述べている審査請求の理由は、次のように要約される。

(1) 本件非公開理由は、いずれも個別具体的な理由が記述されておらず成立しない。

(2) 公開請求したのは、平成14年度の収支総額が記載されているページであり、1年以上を経過した16年4月現在、すべての事件が捜査継続中であるはずがなく、捜査に支障をきたさない部分についての捜査費の収支は個別に公開できる。

また、今後の捜査に支障をきたすおそれありというなら、その理由が個別、具体的に記載されていなければならず、条例第6条第3号に該当しないし、条例の基本理念「原則公開」にも反する。

(3) 警察職員は公務員であり、日常的に県民と接触する機会が多いと考えてよい。むしろ警察職員は普段、ネームプレートを付け、県民が警察職員に名前を問えば答えねばならない。すなわち、公務に服している限り個人名を秘匿するのは異常な場合であると考え。一律に個人情報に当たるとして非公開にするのは本条例の拡大解釈といわざるをえない。

人事異動に関係なく、公務員の中でも特に身近で日常生活に絶えず接する警察職員の氏名は、役職に関係なく公開されて当然であり、すでに公にされており、何人もいつでも知りえる状態にあり、条例第6条第1号ただし書アに該当するものであり、同号本文に該当し非公開であるとの実施機関の主張は失当である。

すなわち一律に非公開にするのではなく、あえて非公開にする職種について

は個別具体的に非公開理由をあげるべきである。そもそも「警部または同相当職以上の職員」と以下の職員を分けて一方を公開し一方を非公開にする根拠をあげていない。なぜそこで線を引いているのか「慣行によって」ではなしに具体的に立証しなければならない。

- (4) 捜査費の月別の交付額、執行額および累計(年度累計を除く。)に係るものについて、まず交付額を公開すると、どのような具体的支障が生じるのであろう。交付額は予定額であり、まだ実際に使われていない。しかも本件対象の公文書はおよそ2年前のものであり、いかに分析能力のあるものが推察したとしても捜査等に支障をきたすほどのおそれが生じるとは考えられない。

同様に執行額についても、そこに記載されている金額は交通費なのか食費なのか謝礼なのか全く判別不可能と予想する。到底理解不可能な金額を開示したからといって、どこに捜査上の支障が生ずるのであろう。まさに実施機関は不必要に「おそれ」を拡大解釈して非公開処分としたものに過ぎない。

次に累計について、月別に累計額が記載されているようだが、これこそ合計金額のみで、それを知ったからといって何らの支障が生じないことは、交付額、執行額以上に非公開にする根拠がない。日付も分からず、使途も分からず、合計金額のみが公にされて、どのように捜査に支障を生じるのか立証しなければ、実施機関は「警察情報は一切非公開」と主張しているに等しく、本条例を全く理解していないのみならず、暴挙と言い得る。

- (5) 捜査費の執行件数に係るものについて、仮に件数が公開され、その活発さを公にしたからといって、どんな問題が生じるというのか。およそ2年前の文書である。実施機関は、非公開にするには、もっと具体的な事情を述べなければならぬ。説明責任はもとより、県民の「知る権利」をもおざなりにしていると言わざるを得ない。

- (6) 捜査費の個別の執行内容に係るものについて、捜査体制を知られるとしても、それぞれ個別の事件であるから、その都度、職員も体制も変わっていると考えられることから支障を生じない。

捜査手法については、それほどの情報が含まれているか否か疑わしいが、これら会計文書中に仮に含まれているとしても、厳密に「手法」を悟らせてしまう情報はどれに当たるかを特定してのち、非公開にすべきは非公開とすればよい。

進展状況についても2年前ということから問題を生じるはずがない。そもそも犯罪企画者からすれば、常に対抗措置を講じているのが当たり前で、わざわざ2年前の会計文書を見て捜査手法や体制を推測しなくても、いくらも知ることができると言える。

事件関係者の逃亡、証拠の隠滅等については前述の理由(2年前、会計文書

であること)から実施機関の主張は失当というほかない。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書および口頭説明等において述べている内容は、次のように要約される。

1 条例第6条第1号の該当性について

(1) 本号により非公開とした部分は、捜査費出納簿(県費)の「摘要」欄に記録された警察職員の氏名のうち、「警部補以下の警察官の氏名」であり、警察官の氏名は、正に特定の個人を識別し得る情報で、条例第6条第1号本文に該当する。

(2) 本号ただし書アの「慣行として公にされている情報」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報である。

警察職員の氏名に関し、滋賀県警察において慣行として公にしている情報は、人事異動の公表により行っているものであり、その範囲は「警部または同相当職以上の職員」である。

したがって、「警部補以下の警察官の氏名」については、ただし書のアに該当しない。

また、ただし書イおよびウについて、該当しないことは論じるまでもない。

(3) 審査請求人は、「職員がネームプレートを付ける、あるいは応対した県民に名前を告げるという行為そのものが慣行として公にしている行為である。」と主張しているようであるが、仕事上の応対で限られた人に対して担当者として氏名を明らかにしているだけのものであり、慣行として公にしている行為とは考えていない。警察官がすべて名札をつけているわけではない。

2 条例第6条第3号の該当性について

(1) 本号の趣旨は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共の安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の公開による犯罪の予防、鎮圧、捜査等に対する障害の発生を防止することにある。

本号に該当する情報については、その性質上、公開または非公開の判断に際し犯罪等に関する将来予測についての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重することにし、実施機関に裁量権を与えたものと解されている。

司法審査の場においては、裁判所は、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断するにとどまるとされているものである。

(2) 捜査費の月別の交付額、執行額および累計(年度累計を除く。)に係るものに

ついて

月別の交付額は取扱責任者（県警本部長）が取扱者（警察署長）からの申請と犯罪情勢等を勘案して所要額を決定したもので、月別の執行額は捜査活動に要した捜査費の支出を合計したもので、累計はこれらの月計を合算したものであるが、いずれも捜査の進展状況等に即して交付または執行がされているため、捜査活動に密接に関連しているものである。

したがって、これらの情報を公にすることにより、被疑者等の事件関係者が、これらの額の変動状況と事件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等の情報、これに自らが知り得る情報を加えて照合・分析することにより、捜査の進展状況を推察して、逃走や証拠隠滅等を図るおそれや犯罪企図者が犯罪捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行するおそれがあり、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は条例第6条第3号の情報に該当する。

（3）捜査費の執行件数に係るものについて

執行件数は、交付額や執行額と同様、その多寡が捜査活動の活発さを示すものである。

したがって、捜査費の受入れ、返納（年度末のものを除く。）等や取扱者交代に伴う引継事項（引継年月日、前任者、後任者等）など捜査費の個別の執行内容に係るものでない情報であっても、これを明らかにすると、出納簿の行数から差し引きすることによって執行件数が判明し、(1)と同様、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は条例第6条第3号の情報に該当する。

（4）捜査費の個別の執行内容に係るものについて

個別の執行として、捜査費の受入れまたは交付の年月日、支出事由、捜査員の階級・氏名、受入れまたは支出の額、残高等は、捜査費出納簿の年月日、摘要、支払金額および差引残高の各欄にそれぞれ記録されている。

捜査費は、捜査員の活動に要する諸経費および捜査に関する協力者等に対する諸経費として支出されるものであり、捜査活動と密接不可分に関連していることから、これらの捜査費の個別の執行に係る情報には、捜査体制、捜査手法、捜査の進展状況が反映されている。

また、過去において、様々な組織が、警察の動きを把握しようとして各種の調査活動を行っていた等の事実が数多く認められており、現在捜査中の事件に係るものはもとより、たとえ捜査が終結した事件に係るものであっても捜査費の個別執行に係る情報を公にすると、

警察の捜査体制や捜査手法が察知され、犯罪企図者において対抗措置が講じられるおそれがある。

警察の捜査を察知した事件関係者が逃亡や証拠隠滅を企てるおそれがある。

協力者等が特定または推測され、警察と協力者等との信頼関係に支障を来たし、以後の情報提供や協力が得られなくなる。

捜査費を執行した捜査員が特定され、当該捜査員やその家族までが捜査対象者（組織）から危害を加えられたり、嫌がらせを受けたりする。

などの可能性があり、犯罪の予防および捜査に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は条例第6条第3号の情報に該当する。

(5) 本件処分に係る非公開理由のうち条例第6条第3号に関する非公開理由について、同号ではいくつか例示されているが、実施機関は「犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがある」ことを非公開理由としており、その具体的な内容として、1点目に「捜査の動向等が明らかになり」、2点目に「被疑者等の事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれがある」ことを記載しているので、公開しない理由を具体的に記載しているものと考えている。

(6) 警察業務は国および他の都道府県警察との相互関連性を有している関係上、現時点で全国で公開されていない捜査費の出納簿を、仮に本県において公開することとなった場合、全国の犯罪捜査活動に与える影響は多大であり、国全体の治安維持に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

(2) 対象公文書について

捜査費には、国庫が支弁するものと県が支弁するものがあり、その出納簿には、捜査費の受入れおよび支出（交付）の情報等が記録されているが、いずれも、「年月日」欄、「摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄、「差引残高」欄で構成された同じ規格のものが使用されている。

各欄には、次の情報が記録されている。

「年月日」欄...捜査費を受入れまたは交付をした年月日

「摘要」欄...捜査費の受入れまたは支出の事由、捜査員の階級、氏名、取扱者交代に伴う引継事項

「収入金額」欄...取扱責任者から捜査費の交付を受けた金額、取扱責任者へ返納した金額、月計、累計、繰越額

「支払金額」欄...捜査員への捜査費の交付金額、捜査員から返納された金額、月計、累計、繰越額

「差引残高」欄...捜査費の差引残高

本件の対象公文書は、平成14年度の今津警察署の国費および県費それぞれの捜査費に係る金銭出納帳の表紙および総収入金額、総支払金額が記載されているページである。

諮問実施機関は、条例第6条第1号および同条第3号に該当する情報が含まれているとして実施機関が行った一部公開決定の判断を妥当なものと認め、該当部分の非公開を維持すべきであるとしており、以下、その非公開情報該当性について検討する。

(3) 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、個人に関する情報について、非公開情報の要件を定めたもので、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を原則として非公開としている。

また、本号ただし書は、上記のような情報であっても、「ア 法令等の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文の非公開情報から除外し、例外的に公開することとしている。

諮問実施機関は、捜査費出納簿（県費）の「摘要」欄に記録された警察職員の氏名のうち「警部補以下の警察官の氏名」について、条例第6条第1号本文に該当し、また、本号ただし書アに該当しない旨主張しているため、以下、本

号該当性について検討する。

ア 条例第6条第1号本文の該当性について

本件対象文書の捜査費出納簿（県費）に記載された摘要欄中の「警部補以下の警察官の氏名」は、正に特定の個人を識別することができるものであり、条例第6条第1号本文に該当する情報である。

イ 条例第6条第1号ただし書の該当性について

本号ただし書は、公務員等の職務の遂行に係る情報について、公務員等についても、個人としての権利利益は保護する必要があるが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から、「職」と「職務遂行の内容」については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となっても、個人に関する情報としては非公開とはしないこととするものである。

一方、公務員等の「氏名」については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護することとした上で、ただし書アに該当する場合には公開することとしている。

したがって、本件対象公文書における「警部補以下の警察官の氏名」の非公開の妥当性については、ただし書アにおける「慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当するかどうかによることとなる。ここで「公にされている情報」とは、何人でも知り得る状態におかれている情報をいうこととされている。

滋賀県警察職員の氏名について、人事異動の公表は「警部または同相当職以上の職員」の範囲について行われており、また、滋賀県職員録において掲載されている職員は警視あるいは警視相当職以上とされていることが認められる。このことから、「警部補以下の警察官の氏名」は「慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」とは言えず、ただし書アには該当しない。

なお、審査請求人は、警察職員がネームプレートを着け、また、県民に問われて自らの名前を答えることを指摘しているが、これらは対応の相手方に対して明らかにされているものであり、また、名札についてはすべての警察職員が着用しているものではなく、これらのことをもって直ちに職員の氏名が「慣行として公にされ」ており、ただし書アに該当するとまでは認められない。

(4) 条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

があると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、公開しないことを定めたものである。

また、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」との規定の趣旨は、それらの情報については、その性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかについて審理・判断するのが適当であるとするものである。

諮問実施機関は、前記の第4.2.(2)～(4)に記載のとおり、該当する情報を三つの類型に分け、それぞれ犯罪の捜査あるいは犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第3号に該当すると主張するので、以下、非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

ア 捜査費の個別の執行内容に係るものについては、その中に、捜査活動と密接に関連していて、公にすると、犯罪の予防および捜査に支障を及ぼすおそれがあると思われるものが記録されており、実施機関がそのおそれがあると判断することには合理性があるものと考えられる。

なお、審査請求人は、本件対象の公文書はおよそ2年前のものであり、（注：公開請求時点を基準とすれば、本件対象公文書中の情報は、1年前後以前に記録されたものである。）犯罪の予防や捜査に支障は及ぼさないと主張するが、その程度の期間であれば、いまだ捜査が継続中の事件の捜査費に係る内容が記録されている場合があることは十分想定され、条例第6条第3号該当性の判断に当たって実施機関の第一次判断権が尊重されるべき点を考慮すれば、個別の執行内容をそれぞれ検討するまでもなく、実施機関の判断には相当の理由があり、本号に該当するものと認められる。

イ 頁行頭の「前葉より繰越」の行（捜査費出納簿（県費）の6ページに係るものを除く。）における収入金額、支払金額および差引残高の各欄については、非公開とされているが、この行は金銭出納帳の記載方法上の必要から設けられているものであって、内容的には総額の年度途中の経過点における金額であり、年度総額を公開していることを考えれば、「前葉より繰越」の行における収入金額、支払金額および差引残高の各金額そのものについて、公にすると犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると判断することに相当の理由があるものと思われず、条例第6条第3号に該当しないものと判断する。

ウ 捜査費出納簿（県費）には、摘要欄に「月分計」（「4月分計」を除く。以下同じ。）および「累計」と記載された連続する二つの行があり、収入金額、支払金額および差引残高の各欄に、「月分計」の行については、今津警察署における月別の交付額および執行額が、「累計」の行にはその累計と差引残高

が記録されている。また、行の左右には、それぞれ、取扱者および取扱補助者の印影が記録されている。

これらの情報について、諮問実施機関は、月別の交付額や執行額あるいはこれらを合算した累計は、いずれも捜査活動に密接に関連していること、また、月計等を明らかにすると行数から執行件数が判明し、その多寡が捜査活動の活発さを示すことから、公にすると犯罪の捜査に支障を及ぼすと主張する。これについては、諮問実施機関が行った、グラフや表による今津警察署の捜査費（県費）の執行件数や執行金額等についての説明からも、確かに、捜査活動の活発さが明らかになる場合があることが認められる。

しかしながら、非公開情報の該当性の判断に当たっては、基本的に、対象文書に即して、具体的に判断されるべきものと考えられ、今回の対象公文書に即して、「犯罪の捜査や予防に支障を及ぼすおそれ」について検討した場合、月別の合計金額や執行件数が公開されることによる具体的な「おそれ」は想定しがたく、また、諮問実施機関からも「おそれ」の発生について納得できるまでの説明は得られず、おそれがあるとの判断が、許容される合理性の限度内のものであると認めるには足りないものと判断する。

なお、取扱者および取扱補助者の印影については、「警部または同相当職以上の職員」のものであり、また、最後の2行の「4月分計」および「累計」におけるものについては、今回公開とされており、「月分計」および「累計」の2行が公開相当とされるならば、併せて公開されて問題ないものと判断される。

以上により、本件対象公文書に記録されている情報に即して検討すれば、捜査費出納簿（県費）の摘要欄に「(各)月分計」および「累計」と記載された2行の各欄（取扱者および取扱補助者の印影を含む。）は、条例第6条第3号に該当しないものと判断する。

エ 捜査費出納簿（国費および県費）の「4月分計」の行において、今回非公開とされた支払金額の欄については、ウと同様の理由から、条例第6条第3号に該当しないものと判断する。

オ 対象公文書中には、取扱者交代に伴う引継事項が記載されている箇所があり、当該情報自体は、公にされても捜査に支障を及ぼすおそれを生じるものとは思われないが、公開された場合、前後の行数から一月よりさらに細かく限定された期間内における捜査費執行の有無が明らかとなり、個別の執行内容が推測され、これにより犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがないとまでは言えないものと認められるので、同号に該当するものと判断した。

カ 諮問実施機関は、捜査費関係書類の公開、非公開の判断について、捜査活動の特殊性や警察業務の国や他の都道府県との関連性から同一の基準によっ

ており、本県において捜査費出納簿が公開された場合、全国の犯罪捜査活動に与える影響が大きく、国全体の治安維持に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、本件に関する当審査会の判断は、あくまでも本件対象公文書についての判断にとどまるものであることを指摘すれば十分であろう。

(5) 非公開理由の付記について

審査請求人は、実施機関の非公開理由について、いずれも個別具体的な理由が記述されておらず成立しないと主張しているが、公文書一部公開決定通知書を見ると、条例の該当条号と併せてその適用根拠が了知できる範囲で示されており、一部公開決定における理由の付記として不備であるとは認められない。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成16 . 5 . 31	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
6 . 29	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
7 . 20	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
9 . 28 (第119回審査会)	・ 諮問実施機関から一部公開決定に係る考え方等を聴取し、諮問案件の審議を行った。
10 . 28 (第120回審査会)	・ 審査請求人等から意見を聴取し、諮問案件の審議を行った。
11 . 25 (第121回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
12 . 21 (第122回審査会)	・ 諮問実施機関から一部公開決定に係る考え方等を聴取し、諮問案件の審議を行った。
平成17 . 2 . 1 (第123回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
3 . 4 (第124回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
5 . 6 (第125回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。

別表 不開示とされた部分のうち開示すべき部分

- (ア) 今津警察署の平成14年度金銭出納帳(国費)の総収入金額、総支払金額が記載されているページ(7ページ)のうち
「前葉より繰越」の行の収入金額欄、支払金額欄および差引残高欄
「4月分計」の行の支払金額欄
- (イ) 今津警察署の平成14年度金銭出納帳(県費)の総収入金額、総支払金額が記載されているページ(5ページ、6ページ)のうち
(5ページ)
「前葉より繰越」の行の収入金額欄、支払金額欄および差引残高欄
「(各)月分計」の行および次の「累計」の行の各欄(年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄および差引残高欄。取扱者・取扱補助者の印影を含む。)
(6ページ)
「4月分計」の行の支払金額欄